

◆◆関東地方整備局の動き◆◆

1. まちづくり・住まいづくりに関するセミナーの参加者を募集します！ ～様々な地域活性化の取組から学ぼう(第19回建政部セミナー)～

関東地方整備局建政部

関東地方整備局建政部では、地域のまちづくり・住まいづくりに関する支援の1つとして、各種セミナーを開催しています。

今回は、地域活性化をテーマに3名の講師をお招きし、それぞれの取組についてお話ししていただきますので、地方公共団体の方々をはじめ、まちづくり・住まいづくりに携わる方々の幅広いご参加をお待ちしております。

1. 日時：令和5年1月18日(水) 13時00分～15時00分

2. 形式：オンライン(Microsoft Teams、参加費無料)

3. プログラム：

■ 塩田 大成 氏(株式会社ビルスタジオ 代表取締役)
「自分のための場所づくり」

■ 渡邊 貴 氏(独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部
千葉エリア経営部団地マネージャー)
「花見川団地を拠点とした地域生活圏活性化の取組み」

■ 垣内 康晴 氏(株式会社ピーエイ 代表取締役社長兼 COO)
「ヒトと地域をつなぐクラフトビレッジ西小山の取組み」

4. 定員：270名(先着順) ※応募多数の場合には、人数調整をする場合があります。

5. 参加申込み：1月11日(水)までに、下記 URL よりお申し込みください。

<https://www2.ktr.mlit.go.jp/cgi-bin/form.cgi?form.template=kensei-seminar19.html>

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/city_park_00000077.html

2. 「3次元計測技術を用いた出来形管理の活用手引き(案)」を作成しました ～3次元データ活用による建設現場の生産性向上を推進～

関東地方整備局企画部

国土交通省では、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」が令和4年3月に改定されているところです。

関東地方整備局では、受発注者が建設現場の生産性向上を図ることを目的として、この要領(案)を分かりやすく解説した「3次元計測技術を用いた出来形管理の活用手引き(案)」を全国で初めて作成しましたのでお知らせします。

○「3次元計測技術を用いた出来形管理の活用手引き(案)」概要

- ・ 共通編(用語の解説、3次元計測技術の概要等)と出来形管理編(工種ごとの3次元計測技術を用いた出来形管理方法)で構成しています。
- ・ 3次元計測技術を用いた出来形管理について、現場条件による計測手法の選択や計測方

法、3次元計測実施の効果や注意点を図解で分かりやすく解説し、現場技術者が3次元出来形計測を実施する際の判断や留意事項を確認する資料として、手引き(案)を作成しました。

- ・本手引き(案)により、3次元データが出来形管理に活用され、建設現場の生産性向上に寄与することを期待しています。

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kikaku_00000994.html

3. 「関東地方整備局流域治水推進室」を設置します

～関東管内における流域治水を推進するため、関係者との連携体制を強化します～

関東地方整備局

関東地方整備局では、流域のあらゆる関係者が協働して取り組む治水対策である「流域治水」を推進しています。

今般、関東地方整備局内の河川部局とまちづくり部局間の連携を一層強化し、関東管内の関係者との連絡調整、その他流域治水の取組を強力かつ円滑に推進するため、『関東地方整備局流域治水推進室』を設置しますのでお知らせします。

関東地方整備局管内では、流域の関係者が協働して令和3年3月に13の流域治水プロジェクトを策定・公表するとともに、令和4年3月に内容を更新し充実化を図っています。

今後、これらのプロジェクトを推進していくためには、河川における対策だけでなく、まちづくり等と一体となって取り組むことが不可欠であり、整備局内の関係部局が一層連携し、河川事務所、地方公共団体、関係省庁等と調整を図っていく必要があります。

このため、整備局内の河川部局とまちづくり部局間の連携を一層強化し、関東管内の関係者との連絡調整、その他流域治水の取組を強力かつ円滑に推進するため、令和5年1月1日に『関東地方整備局流域治水推進室』を設置します。

今後は、当該推進室が各流域の取組をより一層支援していきます。

○関東地整管内の13プロジェクトの概要

<https://www.ktr.mlit.go.jp/river/bousai/index00000017.html>よりご確認ください。

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/river_00000627.html

4. 「応急組立橋に関する講習会」を実施します

関東技術事務所

国土交通省関東技術事務所では、船橋防災センター構内において災害時の緊急輸送路として活躍する「応急組立橋に関する講習会」を開催します。

応急組立橋は、地震および洪水等により被災した道路や橋梁に代わり、現地で短期間に組立てできる仮設橋のことで、緊急用車両及び一般車両の交通路を確保する目的として重要な役割を担っています。

この「講習会」は、災害出動に備え、近隣の地方公共団体、関東地方整備局管内の各事務所で締結する災害協定会社及び関東地方整備局職員などを対象に、関東技術事務所が保有する応急組立橋に関する知識、架設技術の習得・習熟の推進を図ることを目的として実施します。

【概要】

○開催日時：

令和5年1月18日(水) 10時00分～14時40分

○開催場所：

国土交通省 関東技術事務所

(千葉県船橋市東船橋5-2-1 船橋防災センター構内)

○主催：

国土交通省 関東技術事務所

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。
https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kangi_00000151.html

◆◆国土交通本省の動き◆◆

1. 「新・全国統一指標」令和3年度取組状況のまとめ

～建設工事や業務に関する品質確保や働き方改革のための取組状況をまとめました～

改正品確法の理念を現場で実現するため、令和2年度に「新・全国統一指標」及び目標値を決定し、全国の地域ブロック発注者協議会において継続的に審議し、今般、公共発注者が一丸となって建設工事や業務の品質確保や働き方改革に取り組んでおります。

「新・全国統一指標」に係る令和3年度の取り組み状況の結果をとりまとめましたのでお知らせします。

将来にわたる公共工事の品質確保、その担い手の中長期的な確保・育成を図るため、令和元年6月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」が公布・施行されました。また、令和2年1月に改正品確法を踏まえた「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」の改正を行い、都道府県や市町村を含む全ての公共工事の発注者が適切に発注関係事務を運用し、品確法に定められた発注者としての責務を果たしていくこととしています。

品質確保や働き方改革の取組状況を測る本指標については、引き続き毎年フォローアップしていくとともに、令和6年度の目標値の達成に向け、施工時期の平準化や適正な工期設定等、公共発注者が一丸となって建設工事や業務の品質確保や働き方改革に取り組んでまいります。

<新・全国統一指標>

◆工事

1. 地域平準化率（施工時期の平準化）

国等・都道府県・市区町村の発注工事の稼働件数から算出した平準化率

2. 週休2日対象工事の実施状況（適正な工期設定）
国等・都道府県・政令市の発注工事に対する週休2日対象工事の設定割合
3. 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況（ダンピング対策）
都道府県・市区町村の発注工事に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格等の設定割合

◆測量、調査及び設計（業務）

1. 地域平準化率（履行期限の分散）
国等・都道府県・政令市の発注業務の第4四半期履行期限設定割合
2. 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況（ダンピング対策）
都道府県・政令市の発注業務に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合

※これらに加え、これまでの取組状況を踏まえた地域独自の指標も地域ごとに設定

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_000926.html

2. 8月から9月は平年を上回る土砂災害が発生 ～令和4年の土砂災害発生件数の速報値を公表～

令和4年には、42の道府県で788件※の土砂災害が発生した。
8月から9月までの期間の合計では、32道県で524件の土砂災害が発生し、直近10年（H24-R3）の同期間における平均発生件数（366件）を上回った。

※土石流等、地すべり、がけ崩れが発生した件数（火砕流は除く）。
1月1日から12月21日までの速報値。

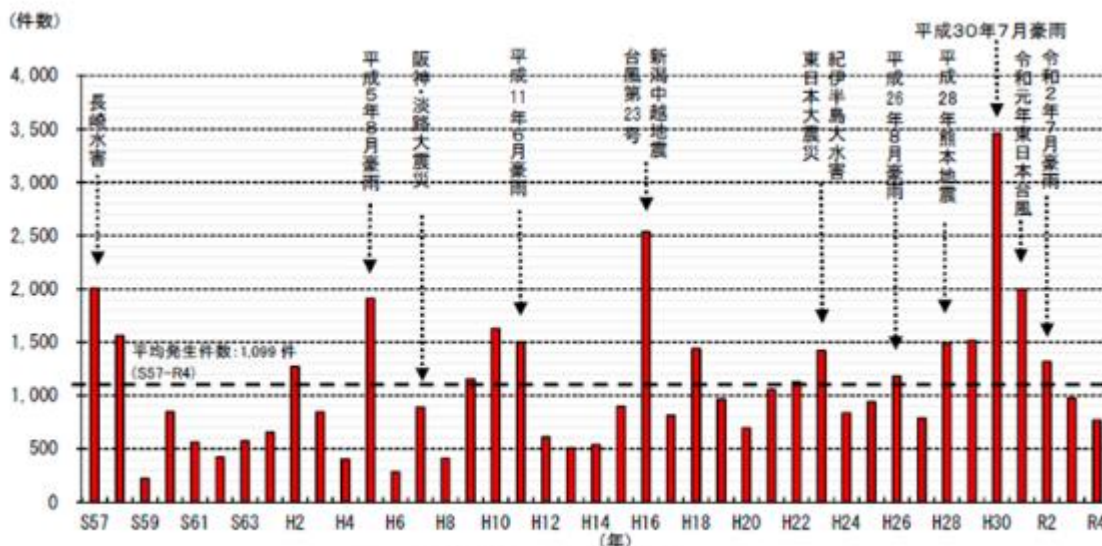


図. 土砂災害発生件数の推移 (S57～R4)

【今年の土砂災害】

42道府県で788件の土砂災害が発生し、死者2名、人家被害284戸の被害が生じた。

8月・9月の合計では、32道県で524件の土砂災害が発生し、直近10年（H24-R3）の同期間の平均発生件数（366件）を上回った。

8月3日からの大雨は全国各地の36のアメダス観測地点で1時間降水量の観測史上1位を更新、その結果、土砂災害が局所的かつ集中的に発生した。

台風第15号では全数の9割以上の167件の土砂災害が静岡県で発生した。これは単一の台風、単一の県で発生した件数として歴代2位であった。
※1位は令和元年東日本台風での宮城県の254件。

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/sabo02_hh_000135.html

3. 「監理技術者制度運用マニュアル」を改正しました

国土交通省は、建設工事の適正な施工の確保のため、「監理技術者制度運用マニュアル」の改正を行い、関係部局や建設業団体等に通知をしました。

建設業法では、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として主任技術者又は監理技術者（以下、「監理技術者等」）を設置し、建設工事の適正な施工を確保することとしています。

建設業法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第353号）により、特定建設業の許可を要する下請代金の額を含め、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）に規定されている各種の金額要件について、近年の工事費の上昇を踏まえて見直しが行われ、新たな金額要件が令和5年1月1日から施行されます。

また、「適正な施工確保のための技術者制度検討会（第2期）」においてとりまとめられた「技術者制度の見直し方針」（令和4年5月31日）において、技術者の途中交代に関する運用の見直しや、同一の監理技術者等が管理できる「同一工事」と見なせる範囲に関する運用を見直す方向性が示されました。

これらを踏まえ、今般、「監理技術者制度運用マニュアル」を別紙のとおり改正し、令和5年1月1日から適用することとしました。（12月23日付建設業課長より都道府県主幹部局、地方整備局等建設業担当部局、公共工事発注担当部局、建設業団体宛に通知）

<改正の概要>

- 同一の監理技術者等が管理できる範囲の見直し
- 技術者途中交代の条件の見直し
- 金額要件の見直し
- 法令改正や発出済みの通知等に伴う見直し
- 表現の適正化

※参考資料も併せて下記URLに掲載しています。

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk1_000002.html

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo13_hh_000001_00147.html